

概要版

富谷市 子ども計画

～とみやこどもにやさしいまちプラン～

2025-2029



令和7年3月
富谷市

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

富谷市(以下「本市」という。)では、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「富谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

このたび策定する「富谷市子ども計画～とみやこどもにやさしいまちプラン～」(以下「本計画」という。)は、本市の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力で推進し、引き続き「子どもにやさしいまちづくり」を進めるためのものとして、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」を含め、こどもに関する計画を一体的に策定するものです。

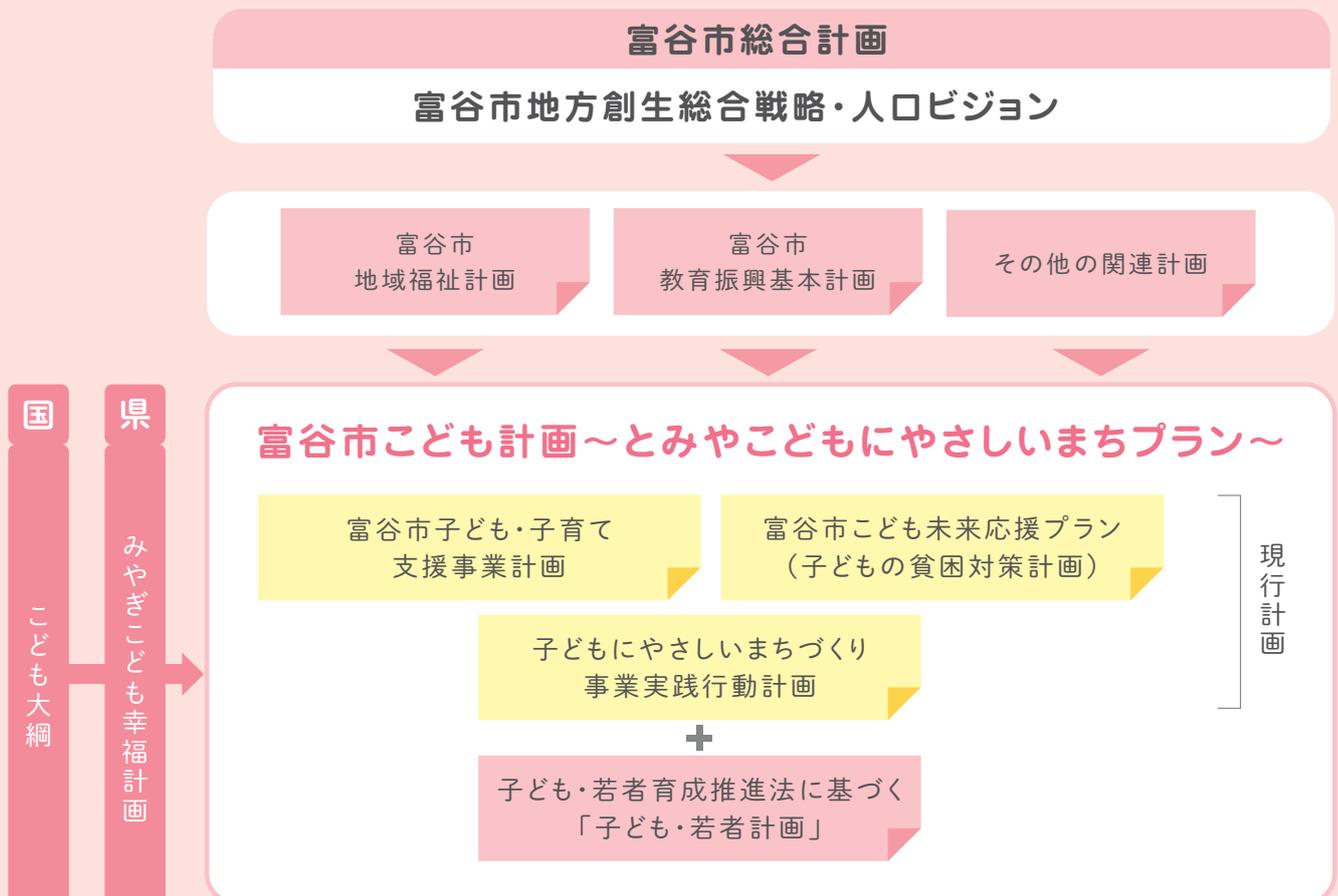


2 計画の位置づけと計画の期間

本計画は、本市の最上位計画である「富谷市総合計画」の個別計画として位置づけつつ、関連計画や法律等を踏まえて策定します。

なお、本計画の期間は、令和7年度から令和11年度の5か年とします。

● 上位・関連計画との関係





こどもたちのための
環境と未来を考える
まちづくりの推進

思春期



青年期

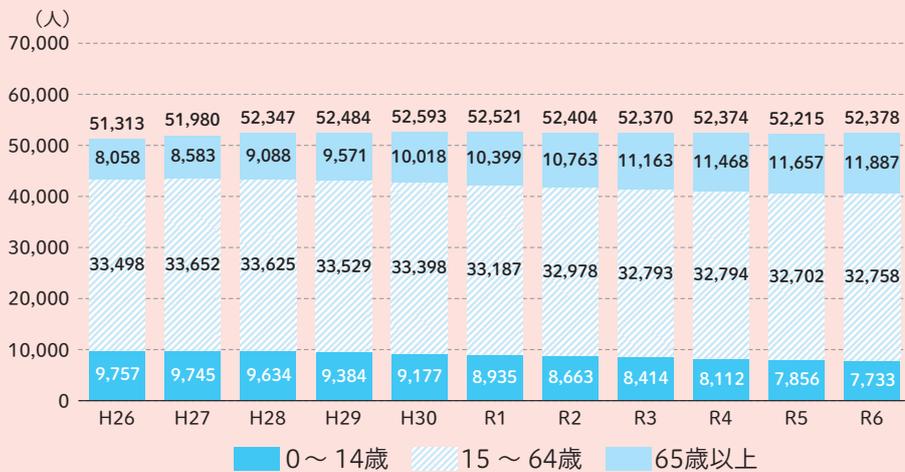
確かな
学力を育む
教育の推進

就労・社会参画、
出会い・結婚に向けた支援



本市におけるこども人口の状況

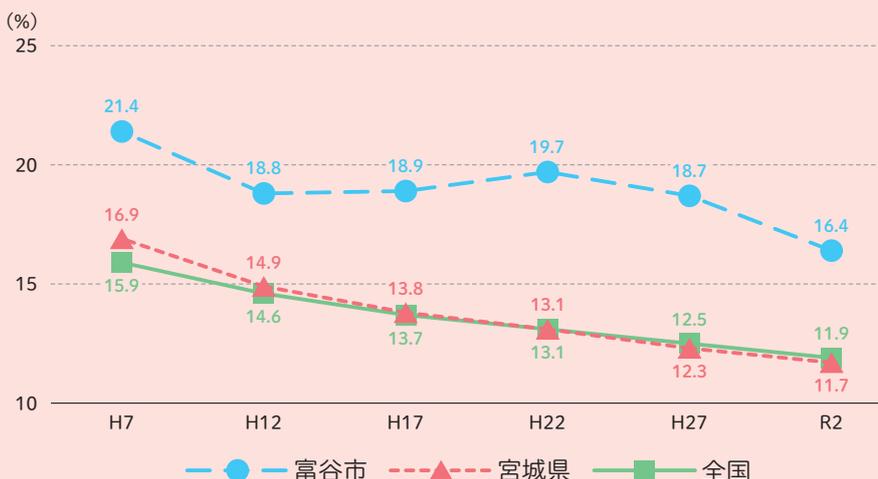
総人口の推移・推計



本市の総人口は令和6年に52,378人とほぼ横ばいとなっています。また、年齢3区分別にみると、老年人口(65歳以上)は増加していますが、年少人口(0～14歳)では減少しています。一方で、生産年齢人口(15～64歳)では、各年増減しています。

資料：住民基本台帳(各年3月31日)

年少人口割合の推移



年少人口割合の推移をみると、平成22年から令和2年にかけて低下していますが、直近令和2年の本市の年少人口の割合は、宮城県平均、全国平均を大きく上回っており、東北の市町村の中でも最も高い割合となっています。

資料：国勢調査(各年10月1日現在)

第二期評価での課題

目標1 安心して子育てのできる環境の充実したまち

- 保育サービスの需要が高くなっていることから、待機児童が発生している年齢の受け皿や保護者の経済的支援を行っていく必要があります。
- 保護者の働き方が多様化していることから、保護者のニーズに応じた保育時間の確保が必要です。
- 病児・病後児保育の利用希望が高いことから、医療機関や民間の保育施設に委託し、保護者のニーズに応じた受け皿の確保をしていく必要があります。

目標2 こどもや母親の健康・保健・医療の充実したまち

- 産後ケア事業などの産後支援事業の需要も伸びていることから、支援を必要とするすべての方が利用できるようなするための提供体制や支援者の確保に向けた取組を進め、支援の必要性が高い産婦などを受け入れる施設に対し、支援の拡充を行うことが重要です。
- 児童虐待の相談対応件数の増加や、こどもへの対応など子育てに困難を抱える世帯が顕在化してきている状況を踏まえ、こども自身や子育てをしている保護者に対し、寄り添い、相談しやすい環境として今後「こども家庭センター」を設置し、更なる子育て支援の充実が必要です。

目標3 未来の「とみや」を担うこどもたちの教育の充実したまち

- 今後も、保護者のニーズに合わせた預かり保育事業を実施し、仕事と子育ての両立支援に向け、保護者への負担軽減を図ることが重要です。
- こどもの居場所づくりとして今後も事業を実施し、地域の状況や時代とニーズに対応した事業の展開が必要です。
- 放課後児童クラブの利用希望が高まっていることから、利用児童数の増加が見込まれます。そのため、待機児童ゼロを継続するには、受入環境の整備と定員の拡大が必要です。

目標4 こどもを支援する生活環境の整備されたまち

- 建築年数が20～40年を経過している施設や、老朽化による小規模修繕が増えていることから、計画的な大規模修繕を進めていく必要があります。
- 安全な道路環境を整備していくため、より効率的な維持管理に努めていくことが重要です。

目標5 すべてのこどもの健全育成を目指すまち

- こどもの教育における経済的不安を抱えている保護者が多くなっていることから、今後の社会情勢を踏まえ、事業の検討や経済的な支援を引き続き行うことが重要です。
- 「こども家庭センター」を立ち上げ、母子保健担当と児童福祉担当が連携し、切れ目のない一体的な支援ができる体制を整備・強化していく必要があります。
- 今後、増加が見込まれる特別な支援を必要とするこどもに対し、個別の支援体制を整える必要があることから、学校、保護者、関係機関ときめ細やかな連携に努めていくことが重要です。

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「すべての子ども・若者が幸せを感じ、夢と希望をもって
成長し生活することができる子どもにやさしいまち」



本市では、「富谷市第二期子ども・子育て支援事業計画」において、「『子どもたちを健やかに育むまちに』をめざして」を基本理念として掲げ、施策を推進してきました。

また、富谷市総合計画では、将来像として「住みたくなるまち日本一 ～ 100年間ひとが増え続けるまち～」を掲げています。

本計画においては、上記のような、本市のこれまでの流れや上位計画の方向性、また国のめざす「こどもまんなか社会」という考え方を踏まえ、新たなめざすすがたを設定します。

子ども・子育て支援施策の展開

基本目標

1 こども・若者が 将来の希望を持てるまち

本市では、子どもの権利を保障し、こども・若者が明るい希望を持てるような社会環境づくりを進めます。



- こども・若者が、働くことや家庭を持つことに夢や希望を持ち、希望に応じた将来を選択することができます。 ほか

施策

(1) 子どもの権利保障

(2) こども・若者の意見聴取

(3) 就労・社会参画への支援

(4) 出会い・結婚に向けた支援

基本目標

2 安心して子育てのできる 環境の充実したまち

本市では、妊娠期からの継続的支援を充実させ、安心して子育てのできる環境の充実を図ります。



- すべての妊産婦、乳幼児やその家族が必要な支援を受けながら、安心して妊娠、出産、子育てができています。 ほか

施策

(1) 健やかな妊娠・出産にむけて
妊娠期からの切れ目のない支援

(2) 不妊への支援

(3) 保育サービスの充実

(4) 子育て支援サービスの充実

(5) 地域における子育て支援の充実

基本 目標

3 こどもや母親の 健康・保健・医療の充実したまち

本市では、母子ともに健康でいられるように、様々な健診、指導、相談機能の充実を図ります。



- 妊産婦やこどもが、必要な医療を受けることができます。

ほか

施策

(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた
保健対策

基本 目標

4 未来の「とみや」を担う こどもたちの教育の充実したまち

本市では、幼児教育及び学校教育の充実を図り、あわせてこどもたちを地域ぐるみで見守り育てる環境づくりを促進します。



- すべてのこどもの個性や多様性が尊重され、様々な遊びや学び、体験を通じ、生き抜く力を
得ることができます。

ほか

施策

(1) 幼児教育の充実

(2) 確かな学力を育む教育の推進

(3) 学校教育環境等の整備充実

(4) こどもたちのための環境と未来を考える
まちづくりの推進

基本 目標

5 こどもを支援する 生活環境の整備されたまち

本市では、安心して暮らせる住環境を形成し、安全で安心なまちづくりを推進します。



- こども・若者と子育て家庭が、安全・安心に過ごすことのできる環境が整備されています。

ほか

施策

(1) 安心して外出できる環境の整備

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

(3) 犯罪等の被害防止活動の推進

基本 目標

6 すべてのこどもの 健全育成を目指すまち

本市では、すべてのこどもの健全な心身の成長を図るため、経済的支援を実施するほか、児童虐待・DV防止対策や障がい児施策の充実を図ります。



- すべてのこども・若者の人権が尊重され、安全が確保されています。

ほか

施策

(1) 経済的支援の充実

(2) 児童虐待・DV防止対策の充実

(3) 障がい児施策の充実

子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育事業等の提供区域

本市では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や教育・保育事業の現在の利用状況、施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域を設定しました。これと同時に当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準となることや、地域子育て支援事業の提供区域についても検討した結果、各提供区域を1区域としました。

● 子どものための教育・保育給付等

※令和6年度の実績値は見込み値となっています。

区分	事業の対象	実績 (令和6年)	確保量 (令和11年)
1号認定	満3歳以上の学校教育を希望する就学前のこども 【対象施設-幼稚園、認定こども園】 ※幼児教育の希望が強い2号認定含む	551人	1,054人
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども 【対象施設-保育所、認定こども園】	564人	608人
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けたこども 【対象施設-保育所、認定こども園、地域型保育施設(小規模保育施設、家庭的保育施設)、認可外保育施設】	432人	618人
乳児等通園支援事業	満3歳未満で月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の方の就労要件などを問わず、保育所などの施設に通わせることが出来る制度【対象施設-保育所、地域型保育施設(小規模保育施設、家庭的保育施設)、認可外保育施設】	—	6人

● 地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業の概要	実績 (令和6年)	確保量 (令和11年)
子ども・子育て相談窓口事業	こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。	1か所	2か所
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。	13,381人回	14,212人回
こんにちは赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	319人	314人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。	42人	46人
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業。	—	12人日

事業名	事業の概要	実績 (令和6年)	確保量 (令和11年)
子育て短期 支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。	3人	12人
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業。	23,485人	26,037人
時間外保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。	263人	284人
病児・病後児保育 事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。	884人	900人
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適切な時期に必要な応じた医学的検査を実施する事業。	310人	305人
子育て援助活動 支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)	乳幼児や小学生等のこどもをもつ子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。	385件	373件
実費徴収に係る 補足給付を行う 事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。	対象となる保護者に対して事業の周知を行い、助成を受けられるように努めていきます。	
多様な主体が本制度に 参入することを促進する ための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。	今後の需要動向等をみながら、事業の実施について検討します。	
産後ケア事業	産後の母親の身体的回復と心身のケアと育児のサポート等を行うとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、産後も安心して、健やかな育児ができるよう支援する事業。	—	214人日
児童育成支援 拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこどもに対して、当該児童の居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業。	本市においては、現在、当該事業を利用できる施設がありませんが、当面は第4章に位置付けられた施策の推進のほか、生活支援、学習支援の実施及びこども食堂への支援等においてその機能を補い、計画期間内に体制の整備を行います。	
親子関係形成 支援事業	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業。	—	0人
放課後児童健全 育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。	1,106人	1,150人